

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.006

処 分 名	保安上危険な建築物に対する除却等の命令
処 分 の 概 要	建築物の敷地、構造又は建築設備が、「既に著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれがあるもの」について、これらの危険性や有害性を排除するために必要な措置を講ずることができることを定めたものです。実体上は法令が定まる技術的基準に適合しておらず危険や害の程度が高い既存不適格建築物がそのまま放置されるおそれがあり、こうした事態を防ぐために「著しく」危険や害のある状態に陥っている建築物を対象とした命令です。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 10 条第 3 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
備 考	

■建築基準法

(著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令)

第十条 1～2 省略

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 省略

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋